

津和野町

津和野伝統的建造物群保存地区

修景デザインガイド

はじめに

平成 25 年 8 月 7 日に「津和野伝統的建造物群保存地区」は国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。平成 26～28 年度には補助事業により 10 件の修理事業を行っています。

しかし、保存地区の制度を活かした事業は、まだ始まったばかりでこれからの保存地区がどうなっていくのかはわかりません。行政としてもこれから試行錯誤をくりかえし、まちづくりの手助けをしていきます。しかし、住民や所有者が事業主として保存地区が整備されていくので、それぞれが保存地区のまちづくりを進める主役です。

そこで、このデザインガイドを参考に、改修や新築の際にどのような外観にしているのか、その方針をイメージしていただくことに活用できたらとの思いで作成いたしました。

みなさまにより保存地区の歴史的風致が守られ、さらに価値が高まるとともに、地区全体としては津和野に住むことに、さらなる誇り、愛着をもてるようになり、ここを訪れる人々がまちの魅力を存分に感じられるようになることを望んでおります。

このデザインガイドがその一端となれば幸いです。

腰高窓
木製のサッシで横棧により上部がやや狭い2段にわかれたシンプルな意匠です。ガラスに接している枠は入隅部を曲線で加工してある丁寧なつくりです。

腰板
窓の下部の腰板は押縁を縦に通した彫子下見板張りです。押縁の間隔は 160mm に下見板は 125mm 毎に張られる密な意匠になっています。

親子格子

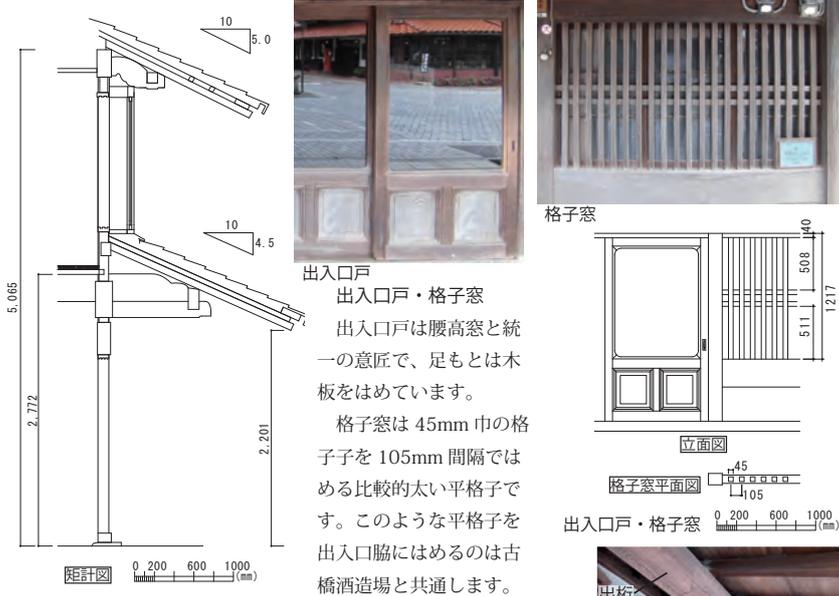
16



大正時代の本町通り

このデザインガイドの見方

保存地区内の建造物を改修や新築などをする場合、特に建築物に関しては、こういった建築物を参考にしたらよいのか、立地、建築年代、建物用途によってインデックスを付け、該当するページを参照できるようにしてあります。(P.8・9 に詳細)

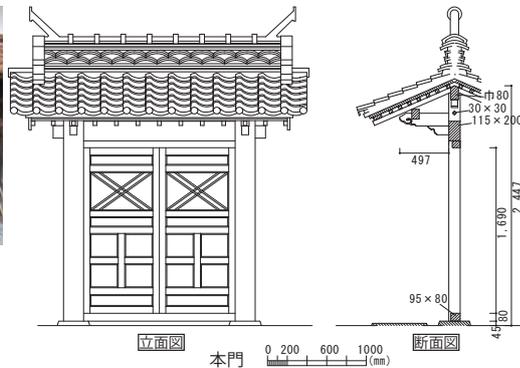


出入口戸
出入口戸・格子窓
出入口戸は腰高窓と統一の意匠で、足もとは木板をはめています。
格子窓は 45mm 中の格子子を 105mm 間隔ではめる比較的太い平格子です。このような平格子を出入口脇にはめるのは古橋酒造場と共通します。

下屋庇
長い軒の出を支えるために、建物から鉛直に出梁をのぼし、軒の長手方向に出桁をかけています。軒先は敷地から出て通りにかかるようになっており、雨水が溝に落ちるようにつくられています。



本門
主屋と土蔵に間に位置する本門の形式は腕木門とよばれるもので、裏に控柱を建てています。2枚の門扉をはめ、門扉の上部は斜めの細い棧を4本交差させる意匠がみられ、棟の両端には鳥伏間(とりぶすま)をつけています。これらは殿町の沙羅の木の表門と共通します。
ここでは棟を2段の丸瓦を重ねて飾っています。一方、両脇につく土塀にはナマコ壁は付けられていません。



下屋庇を支える出梁と出桁

殿町通り

本町通り

側面・背面

新丁通り

祇園丁通り

万町通り

江戸期

明治初期

明治中期

大正期

昭和初期

専用住宅

店舗兼住宅

蔵・倉庫

右の図の例のページは、インデックスが濃い部分によって

「本町通り」
「明治中期～後期」
「店舗兼住宅」

と分類される家屋が載っていることを示しています。

改修、新築をする場合に、それがどの位置、時代や用途に分類されるのか確認して、該当する家屋や類似した家屋を参考にすることが重要です。



表門、棟の先端

門扉の取手

腕木の先端には曲線で切
つけられている様子が見られ
裏門の小さな屋根には薄い鬼瓦
をよく使用します。

金属製で、繊細な加工がなされています。

店舗兼住宅

蔵・倉庫

ページ割りの都合上、立地(通り)はまとめて並んでいますが、年代や用途はバラバラになっています。

また、同ページ内に2件や同じ家屋でも複数の棟がある場合にはそれぞれのインデックスを濃くしています。

目次

このデザインガイドの見方	1
目次	2
1. 地区の概要	4
保存地区の立地	4
まちなみの歴史	4
保存の経緯	5
2. 保存地区で守っていくもの	6
津和野が重伝建地区に選定された要因	6
守っていききたい風致（景観）・眺望やデザイン	7
3. 修景デザイン参考事例	8
修理と修景について	8
建築物の分類	8
殿町通りの特徴	10
01 沙羅の木松蔭邸（明治中後期、殿町通り）	12
本町通りの特徴	14
02 財間家住宅（明治 32 年、本町通り）	16
03 フジヤ車庫（旧吉尾履物店：明治中後期、本町通り）	18
04 俵種苗店（明治中期、本町通り）	18
05 古橋酒造場店舗兼住宅（大正 10 年、本町通り）	20
本町通り側面・背面の特徴	22
06 椿家店舗兼住宅（分銅屋：嘉永 6 年(1853) 直後、万町通り）	24
07 財間家住宅（明治 32 年、代官町通り）	24
08 フジヤ車庫（旧吉尾履物店：明治中後期、本町通り）	26
09 古橋酒造場（大正 10 年、万町通り）	27
10 古橋酒造場（大正 10 年、横町通り）	28
新丁通りの特徴	30
11 能美染物店（明治中後期、今市通り）	32
12 吉松家住宅（大正～昭和初期、今市通り）	33

祇園丁通りの特徴	34
13 吉永米屋店（明治初期・大正～昭和期、祇園丁通り）	.36
14 田中家住宅（明治中後期、祇園丁通り）	.36
主屋、土蔵	.36
石見商工便覧（明治27年）	.37
まちなみ古写真帖	.37
大正時代の古写真	.37
万町通りの特徴	38
15 山本家住宅（大正～昭和初期、万町通り）	.40
工作物（塀、門、石段・石垣）	42
塀	.42
石垣、石段	.42
門	.43
環境物件（水路、樹木）	44
水路とそのまわり	.44
樹木	.44
そのほかの景観物	45
看板・のれん	.45
照明	.46
自動販売機	.46
犬矢来	.46
屋根並み	.46
屋外設備の囲み	.46
眺望	.46
4. 修理、修景、許可の基準	47
修理、修景、許可について	47
伝統的建造物の修理基準	.47
伝統的建造物以外の建築物の修景基準	.48
伝統的建造物以外の建築物の許可基準	.49
語句説明	50

1. 地区の概要

保存地区の立地

津和野町は、島根県西部に位置し、北・東側が益田市、南側が吉賀町、西側が山口県山口市と萩市に接した場所に位置しています。保存地区のある橋北地区は、東側を津和野川に、西側を城山に挟まれた20haの範囲です。保存地区の標高は南端の大橋付近で158.4m、北端で153.4mと、ほぼ平坦な地形をしています。谷間に位置する地区であり、両側を山に挟まれ、南端の大橋付近からは南西側に城山の津和野城跡の石垣が臨め、東側に青野山が立ち、土地の開けた場所や東西に走る通りからその峰を確認することができます。主要な通り（殿町通り・本町通り）はおよそ南北に延び、本町通りと並行して東に万町通り、西に新丁通りが通り、それらに交わる通りがいくつか存在しています。

まちなみの歴史

当地区、津和野伝統的建造物群保存地区の位置する津和野城下町橋北地区の歴史は16世紀まで遡ることができます。発掘調査した結果や地名「後田」と呼ばれていることから、中世以前は城の西側が人々の生活区域であり、当地区のある東側には田畑が広がっていた区域である可能性が高いと思われます。そのため、当地区のまちなみの発生は江戸期から始まります。

江戸期以前の吉見氏の時代では、前述のとおり城下町は西側にあったと伝えられており、江戸期に入り岡山から坂崎氏が津和野に入り当地区の城下町としての整備が本格的に実施されました。坂崎の治政の16年ののち、亀井氏が鳥取県鹿野から入城し、現在に続く地割整備を完成させました。

幕末、嘉永の大火（1853年）が城下町全域に及び、現状のまちなみはそれ以降の建物で占められています。大火直後幕末期の建物として殿町の旧津和野藩家老多胡家表門と藩校養老館、町家の分銅屋とささや呉服店などが現在まで残っています。



橋北地区全域

明治期に入ると殿町にいた家老は多胡家を残し津和野から離れ、武家屋敷は空地になりました。その後、殿町には郡役所（現津和野町役場津和野庁舎、大正8年）やカトリック教会（昭和6年）などが建てられ、町家も多くは明治期以降に建て替えられましたが、基本的な地割は変わっていません。

また、現存する伝統的建造物をみると、本町通りには、酒屋、菓子屋、銀行などの商家、万町通りには住宅と土蔵、新丁通りには飲食店や住宅など、多種多様な町家が並び、年代的にも幕末期から戦後すぐまでの期間に建てられた伝統的建築物の町家が存在しています。

保存の経緯

津和野町では昭和48年、全国でもいち早く津和野町環境保全条例を制定し、城下町周辺の自然環境や、城下町の面影を残す歴史遺産を対象として保全の取り組みが始まりました。その後、殿町通りにおいては、藩校養老館や多胡家表門が県指定文化財の指定を受け、さらに伝統的文化都市環境保存地区整備事業により江戸時代の街並みが整備されるなど、歴史的な景観保全の意識が次第に高まってきました。

平成9年以後、津和野町役場津和野庁舎や津和野カトリック教会を皮切りに、殿町～本町通りにかけておよそ40棟の伝統的建造物が国の登録有形文化財に、さらに4箇所の家庭園が登録記念物に登録され、文化財の保護の意識が次第に高まってきました。その一方で人口の減少が続き、特に橋北地区では空き家や空き地が増えて町並みが次第に崩れてきたため、町並みの保存の取り組みが緊急かつ重要な課題として提起されることとなりました。

こうした中、登録有形文化の所有者の方々をはじめとして多くの町民の方から歴史的建造物の保存のための補助制度の導入についての要望があり、町では平成24年6月に「津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、町並みの恒久的な保存と歴史を活かした町づくりの取り組みがすでに始まっています。



図1 保存地区の範囲と建築物の特定物件（伝統的建造物）

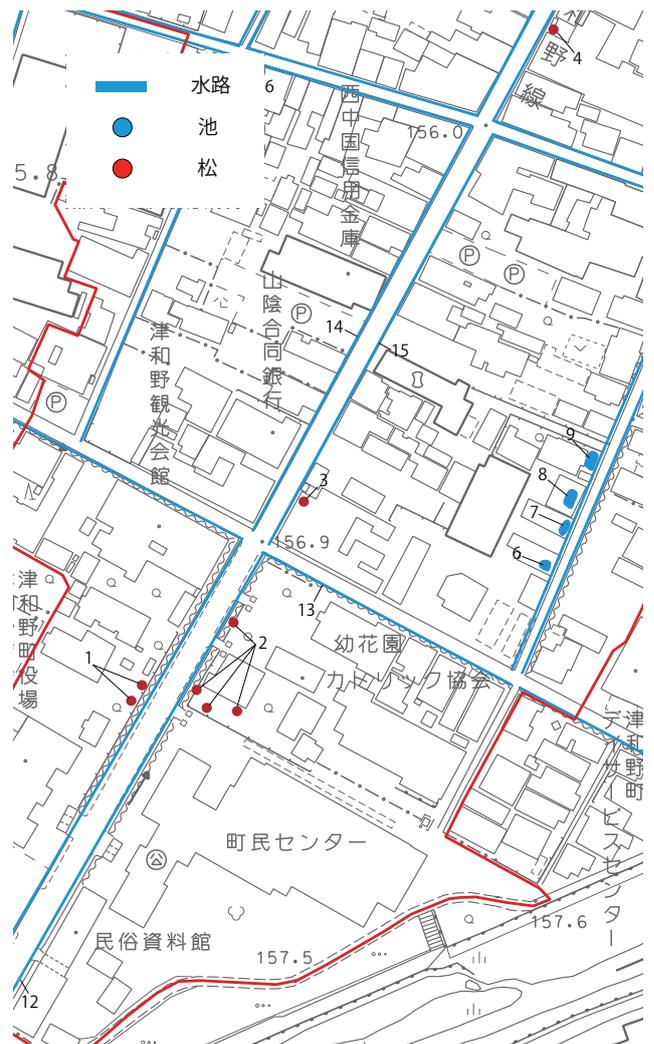
2. 保存地区で守っていくもの

津和野が重伝建地区に選定された要因

当地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に、「伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの」という基準で選定されました。

具体的には、“江戸時代前期までに整備された津和野城下町のうち、上級家臣の居住地であった武家町及び旧山陰道を中心とした商家町からなり、江戸時代以来の地割を良く保持している。武家屋敷の一部や、江戸末期から昭和初期にかけて建築された町家などの伝統的建造物群が、各通り沿いに流れる水路等と一体となって特色ある歴史的風致を形成しており、わが国にとって価値が高い（文化庁文化財部『月刊文化財 七月号（第五九八号）』平成25年7月, 第一法規株式会社）”とされています。

江戸期から続く地割や水路に対して、またそれらの上に、幕末から昭和初期までの伝統的建築物が群をなして並ぶ一体的な様子に対して、歴史的風致をよく伝えるとして評価が下されています。さらに津和野カトリック教会と旧鹿足郡役所（現津和野町役場津和野庁舎）などの大正期以降の近代建築に対してもまちなみの点景となっていると評されました。それらの価値が認められ、5p 図1 や6p 図2・3の赤線の範囲が地区全体を文化財としてとらえる重伝建地区として選定されました。



守っていききたい風致（景観）・眺望やデザイン

まちなみ

保存地区のまちなみで重伝建地区として選定されているのは、殿町通りと本町通りのみではありません。祇園丁通り、本町通りの東西に通っている新丁通り、万町通りそれらに交差する通りも含まれています。地区全体を含め、保存地区としてそれぞれの通りの歴史的風致に調和するようまちなみを維持管理していく必要があります。

まちなみは建築物、工作物、環境物件などが重ね合わさり構成されています。ここでは建築物中心に述べていますが、そのみならず保存地区内にあるすべてのものに配慮が必要です。



眺望

まちなみを歩くと様々な伝統的な建造物が目にとまり、それらが一体となって歴史的風致を形成している点は疑いようがありません。さらにこの津和野では山川に囲まれていることによって、その先の景色もこの地区で味わえる重要な要素です。具体的な例を挙げますと、東西の通りや空地などから臨める青野山があります。

まちなみ景観としては一見不利かとも思える空地でさえ、ここでは魅力的な眺望を生み出す場として存在しているのです。空地がこれ以上増えることは食い止めなければなりません、今ある景色を高めるような整備も望まれます。



まちを彩る様々なデザイン

保存地区には建物などに付随する様々な伝統的な意匠が存在しています。看板、屋外機器や電灯などの小さなものでさえ、まちなみの魅力を阻害したり高めたりする一因になりえます。

歴史的風致にふさわしい意匠を施すことが重要です。



3. 修景デザイン参考事例

修理と修景について

保存地区で建造物を改修、新築する際には「修理」もしくは「修景」を行うことを推称します。

修理

ここでいう「修理」とは特定物件（伝統的建造物）の外観を改修される場合に適用される「修理基準」（P47）により行うことです。特定物件においては、外観を現状維持または旧状に復原修理することが求められます。建てられた当初のかたちや現在までの改変の変遷を明かにするための調査をおこない、改修内容の方針を決定します。

修景

「修景」とは昭和20年代以降ごろからなどの比較的新しい物件や、新築の際などに適用される「修景基準」（P48）によって行います。保存地区全体のまちなみの魅力を維持、高めるために、すべての改修事業には「修理」でない場合も「修景基準」を推称します。

「修景」は単にまちなみ景観に調和する和風な外観にするのではなく、この保存地区の伝統的な形を踏襲した「歴史的風致」を形成する形状にする必要があります。このデザインガイドでは「歴史的風致」を形成しうる外観を扱っていますので、これをひとつの参考にして修景方針を決定していくことが望まれます。

建築物の分類

津和野の建物は大きくわけても、建っている通りなどの立地、建てられた年代、建物の用途、それぞれの種類において異なった特徴が確認できます。

このデザインガイドでは以下の分類わけをおこなっています。

○立地の種類

- ・ 殿町通りに面する「殿町通り」
- ・ 本町通りに面する「本町通り」
- ・ 主屋正面が本町通りに面した家で、その側面や敷地背面にある土蔵など付属屋について「本町通り側面・背面」
- ・ 新丁通りやその付近の交差する南北の通りを中心に「新丁通り」
- ・ 祇園丁に面する「祇園丁通り」
- ・ 万町通りに主屋が面する「万町通り」

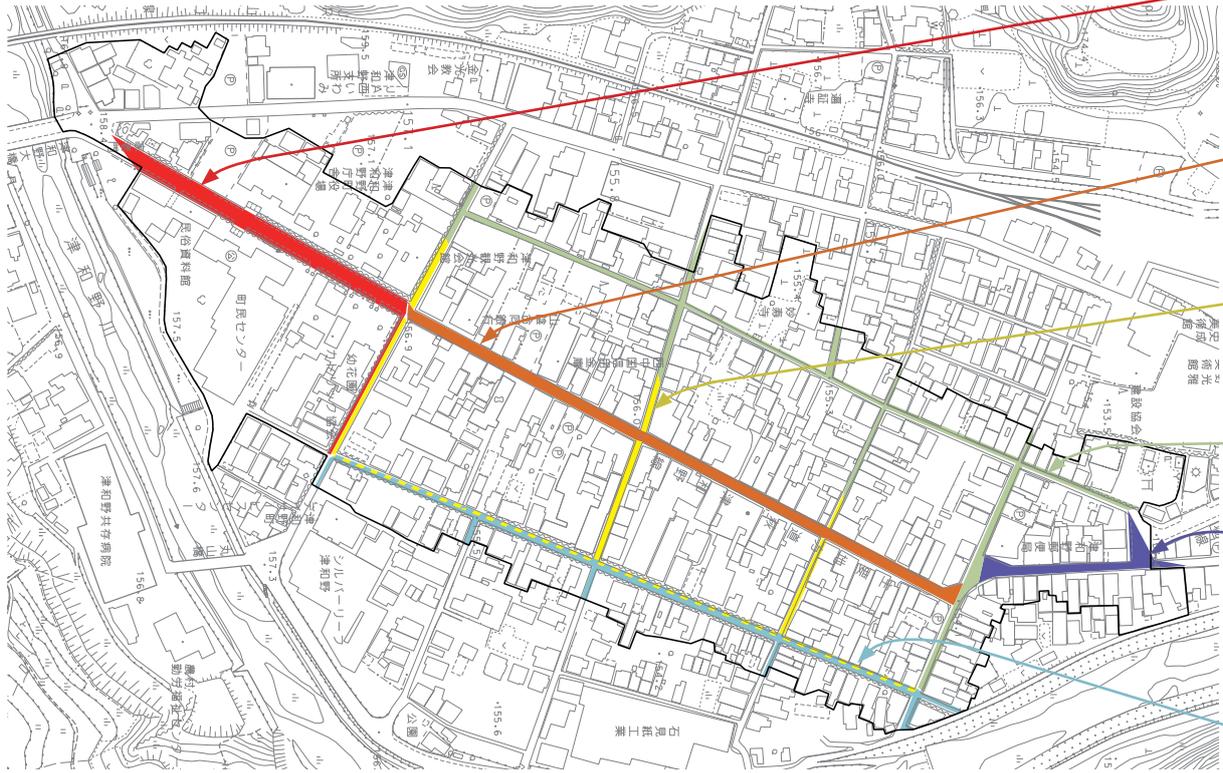
○建てられた年代

- ・ 「江戸期～明治初期」
- ・ 「明治中期～明治後期」
- ・ 「大正期～昭和初期」

○建物の用途

- ・ 建てられた当初から住居など専用とみられる「専用住宅」
- ・ 店舗を付属した用途で建てられた「店舗兼住宅」
- ・ 蔵や倉庫及びそのほかの用途の「蔵・倉庫」

立地



殿町通り

本町通り

本町通り
側面・背面

新丁通り

祇園丁通り

万町通り

年代



明治中期～後期



江戸期
～明治初期

江戸期
明治初期

明治中期
後期

用途



専用住宅



大正期
～昭和初期

大正期
昭和初期

専用住宅



蔵・倉庫



店舗兼住宅

店舗兼住宅

蔵・倉庫

殿町通りの特徴：例



殿町通りでは敷地正面に土塀をとおり、玄関門、裏門・通用門やのぞき窓を土塀の間に設けてある風致が特徴です。また、沙羅の木店舗や養老館は通りに面して建っていますが、多くの建物は前庭をもち、敷地に余裕のある建て方の様子うかがえます。

敷地の入口に設けられた表門



前面道路から下がって建つ家屋

敷地にまわす土塀
下から順に石段、ナマコ壁、漆喰壁、瓦屋根で構成されています。



敷地の端などに設けられる裏門

規模は小さいものの、瓦屋根を持ち戸も飾られています。



土塀の間に設けられるのぞき窓

瓦屋根を持ち、出格子としています。

殿町通り

本町通り

本町通り
側面・背面

新丁通り

祇園丁通り

万町通り

江戸期
明治初期

明治中期
後期

大正期
昭和初期

専用住宅

店舗兼住宅

蔵・倉庫

殿町通りの家屋：例

	専用住宅	店舗兼住宅	そのほか
江戸～明治初期	藩校 	表門 	
	専用住宅 	店舗兼住宅 「沙羅の木」⇒ P.12 	
明治中～後期			
大正～昭和期	郡役所 	カトリック教会 	

殿町通り
本町通り
側面・背面
新丁通り
祇園丁通り
万町通り
江戸期～明治初期
明治中期～後期
大正期～昭和初期
専用住宅
店舗兼住宅
蔵・倉庫

01 沙羅の木 松韻亭（明治中後期、殿町通り）

表門、土塀、土蔵、裏門

沙羅の木は殿町通りと山根丁通りの交差点南西角に位置します。殿町に面する主屋に向かって左側へ順に土塀・表門・土塀・土蔵・通用門と並び、隣の家の土塀へと続きます。

主屋は下屋庇上から屋根の軒までがとても短くなっています。

通りに面して主屋と土蔵の間に脇に土塀をつけた表門を設ける配置は津和野の伝統的な家屋の特徴にみられます。

主屋、表門、土蔵、裏門の棟の端部につけられる鳥伏間（とりぶすま）の形状は、保存地区内でよくみられる伝統的な棟飾りです。



裏門

通りから土蔵に向かって左に設けられている裏門は、腕木門と呼ばれる形態です。柱2本で建ち、門扉は木製の板戸で縦框、横棧の構成に加え、上部には斜めの細い棧を4本交差させて飾っています。

屋根は2枚の瓦に、棟は4枚ののし瓦上に伏間瓦を乗せ、左端部には鳥伏間で飾っています。



裏門と土蔵

